

大野城市ふるさと文化財保存整備活用基本計画

概要版

平成21年6月

大 野 城 市

大野城市教育委員会

1. 計画の目的

大野城市には、「水城跡」や「大野城跡」をはじめとして数多くの文化財が残っています。かけがえのない先人の遺産を、市民に知っていただき、保存整備活用していくために、本計画を策定します。

これまで文化財は、行政が主体となり保存整備し、維持管理してきました。未発掘・未調査のものもあり、市民に公開されているものは限られています。中には、伝承や工芸など時間と共に消えていく可能性があるもの、保存のために費用が確保できないことで十分な保存環境を整えることができないものも多くあります。

そこで、市内にある未調査の文化財の把握、既存資料の情報整理をしていきます。そして、将来に向けて望ましい保存整備活用の方針を示し、まちづくりに活かしていきます。

2. 基本理念

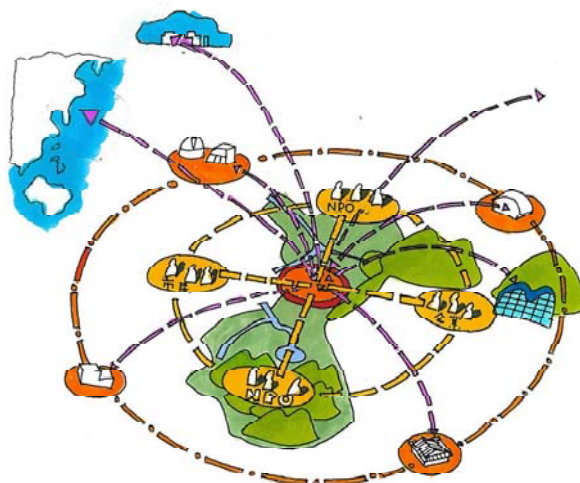
大野城市は、都市（まち）の将来像として「ともに創る 個性輝くやすらぎのコミュニティ都市」を掲げ、市民と行政がお互いをパートナーとする新たな自治の構築、安全で安心な質の高い生活環境の享受、人やモノなどの地域の資源・財産の有効活用等を目指しています。

文化財の保存整備活用計画は、まさに地域の資源・財産の有効活用を目指すビジョンで、その実現には市民と行政がお互いパートナーとして推進していくことが求められています。

そこで、本計画では、文化財に関わる市民や民間団体、行政機関が連携しながら「ともに創る」ことを目指し、基本理念として

連携による文化財を活かしたまちづくり

を掲げます。



3. 基本方針

(1) 文化財を知る

樹木などの未知の文化財を調査します。現在、文化財に関する情報は、さまざまな形で市民に向けて発信されていますが、十分に伝わっているとはいえません。市民に情報が届くような仕組みづくりを進め、まちづくりに活かします。



(2) 文化財を守る

現在、保存整備の対象となっているのは指定文化財が主です。今後は市内に点在する隠れた文化財についても守り継承し、まちづくりに活かします。



(3) 文化財を活かす

市民の実感として、文化財は日常生活とかなり距離があるようです。市民との連携を図った計画とし、身近に感じて活かせるようにし、まちづくりに活かします。



4. 計画の目標

(1) 文化財を知る

①文化財の調査を充実する

データベース化

調査を充実し、歴史・文化の資料を項目ごとに電子登録して総合データベースを作成して、まちづくりにも活かしていきます。



②市民に文化財を周知する

情報の周知方法の整理

市民のニーズに合った文化財情報の活用ができよう周知方法を整理します。

情報の迅速化

文化財の情報は、最新の情報を迅速に発信していきます。

通信システムの構築

ホームページ上に「インターネット博物館」を構築し、情報を集約化して充実させ、アクセスも容易にします。



双方向の情報ネットワークの形成

行政と市民、団体等とを結ぶ情報ネットワークの充実を図り、信頼関係の構築に努めます。



③市役所内部の関係部署との連携

情報の共有化

文化財に関わる関係部署との情報交換を積極的に行い、情報の共有化を進めます。

④博物館・資料館との連携

九州国立博物館との連携

関係市町とともに九州国立博物館との連携を図り、大野城市の文化財特に国史跡である「大野城跡」「水城跡」「牛頸須恵器窯跡」の情報発信に努めます。

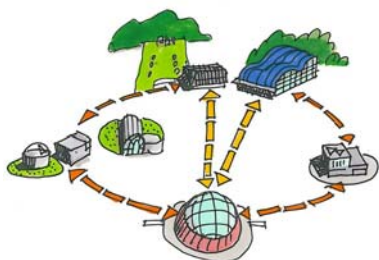


新九州歴史資料館（小郡市に建設）との連携

大野城市でこれまで培ってきた「体験学習講座」の実績を活かし、教育普及の充実に活かしていきます。

近隣歴史資料館との連携

隣接する春日市、筑紫野市、太宰府市の歴史学習・展示施設との情報交換を進め、連携を進めます。



(2) 文化財を守る

①文化財を地域で守る

暮らしに密着した文化財を守ります

地域との連絡体制を整え、暮らしに密着した文化財は、地域で守れるようにしていきます。

地域で受け継がれてきた行事を守ります

地域の中で脈々と受け継がれてきた行事を支援し、地域の個性を守ります。



ボランティアガイドの養成、活用

ボランティアガイドの養成講座を継続的に行い、文化財や民俗文化をわかりやすく説明する能力を磨けるようにします。

②文化財に込められた思いを継承する

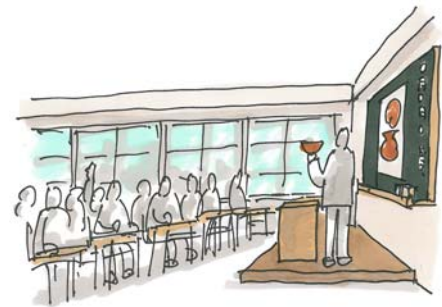
歴史文化の継承

伝統風習や特色ある祭りなどの無形民俗文化財を受け継いで、地域を愛する心や社会ルールを後世に伝えていき、まちの個性を守ります。

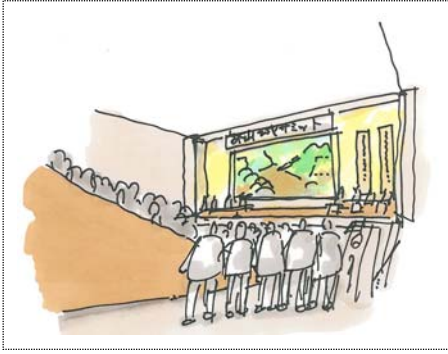


参加体験型事業の提案

かつての人々の暮らしや昔の子どもの遊びを体験する事業に取り組みます。



(3) 文化財を活かす



①文化財を暮らしに活かす

文化財を活かした新たな企画

「古代山城サミット」のような新たな企画を通じて、郷土の宝である文化財と市民生活との絆を深め、多彩な市民の活力を活かしたまちづくりを行います。

子どもの関心を高める

子どもたちが文化財を学ぶきっかけづくりとして、民家、自然遺産、遺跡などを活用したイベントを行います。

文化財のネットワーク化

文化財や様々な地域資源を連携させてネットワークし、「周遊順路」「町めぐり散歩道」など物語性のあるコースを企画・整備し、まちの魅力づくりを進めます。



②人材を育成する

人材ネットワークの形成

文化財の保存活用に携わる人材ネットワークを形成し、多彩な人材を活かしたまちづくりを進めます。



NPO や市民団体が参画できるシステムの確立

市民が積極的に参画できる活用の仕組みをつくっていきます。そして、市民が主人公となる参加型のまちづくりをめざします。



5. 個別計画

(1) 国指定史跡

国指定史跡として、「大野城跡」(特別史跡)、「水城跡」(特別史跡)、「牛頸須恵器窯跡」があります。国、県、関連する市町と連携を図りながら計画するとともに、地域の人々との協働を進めます。



(2) 県指定文化財

県指定文化財は、「竹田家所蔵文書(有形文化財)」、「木造聖観音立像(有形文化財)」、「筒井の井戸(有形民俗文化財)」がありますが、認知度はまだまだ低いので、それぞれの文化財の特徴と意義を広く市民に紹介し、見る機会を増やすことから始めます。



(3) 市指定文化財

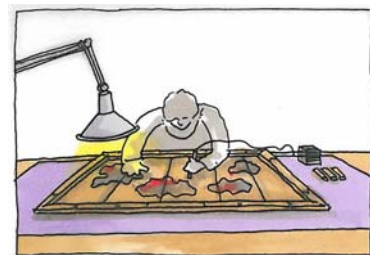
市指定文化財をその特性により分類すると、A) 考古遺物 B) 道標石等 C) 絵馬 D) 樹木等 E) 古文書等があります。文化財としては認知度が低いため、市民に情報提供したり、市民が集まる場所に出張展示なども検討し、市民への関心を高めていきます。



(4) その他の文化財

指定文化財(国・県・市指定)以外の文化財を「その他の文化財」として、A 有形文化財、B 無形文化財、C 民俗文化財、D 埋蔵文化財、E 記念物、F 文化的景観の6つに分類します。

文化財の全容を把握し、保存状態やその価値等の特性に応じた保存整備や活用計画を検討し、個人や地域の方々との連携により、現状に即した活用計画を立案します。



(5) 展示保管調査教育普及施設(複合施設)

ふるさとの文化財を調査・研究、収集、保存、展示、教育普及活動を行い、その時々企画展を行うための施設(拠点)が必要です。

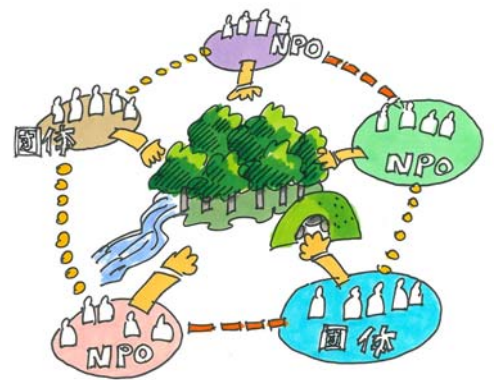
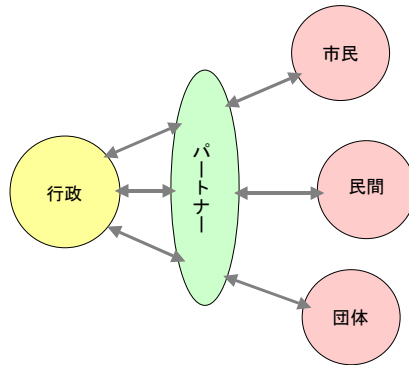
文化財だけではなく、自然、特産品、市民生活など、そこに行けば大野城市のすべてがわかる施設としてさまざまな分野を含めた複合的な施設の計画を検討します。



6. 推進方策

(1) 地域連携

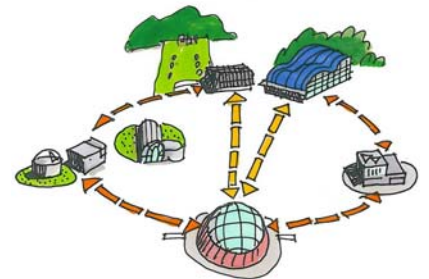
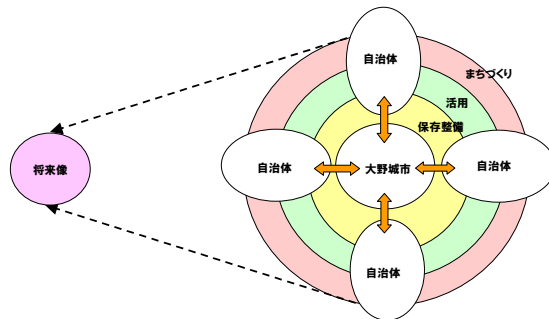
行政から発信する情報を市民に伝わりやすくするために、行政と市民とをつなぐ人材育成と登録制度の推進を行い、行政として支援していきます。



(2) 行政連携

文化財本来の魅力を活かしまちづくりに寄与するために、関係市町との連携を目指します。

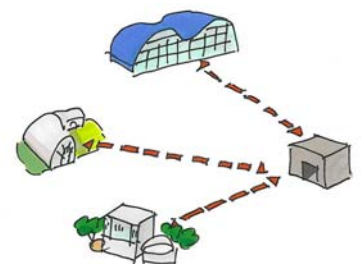
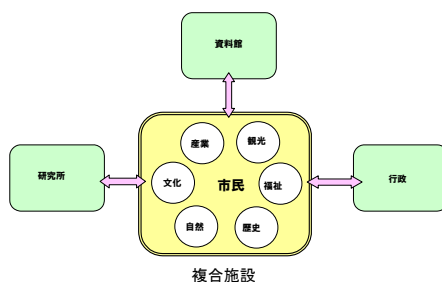
保存整備の観点から、将来像、データベースの共有化を進めます。活用の観点から、まちづくりに文化財を活かすため、地域の特性を踏まえ文化財の活用に取り組みます。



(3) 情報連携

文化財の保存整備活用やまちづくりにおいて、情報化社会に対応した文化財情報の連携を目指します。

博物館機能を含む複合施設に情報受発信の拠点となる情報ステーションを設け、市民への情報享受及び外部の行政・研究所・資料館等の関連機関との情報連携を推進します。



7. 実現に向けて

本計画を推進するために、計画期間として平成21年度から平成30年度までの10年間を目標に、前期（平成24年度まで）、後期（平成30年度まで）に分け目標を設定します。前期の成果を検証し、後期目標の見直しを行います。

実現にあたり、文部科学省、農林水産省、国土交通省による「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(1)の活用についても検討していきます。

(1) 前期（平成21年度～平成24年度）

前期では、古代山城サミットを行い、基本方針の「文化財を知る」ことを優先しながら「文化財を守る」「文化財を活かす」に取り組みます。

具体的には下記のとおりです。

- 未知の文化財を把握するための悉皆調査
- 調査や資料整理によるデータベースの整備
- サイン計画策定と整備推進
- 地域連携の柱となるパートナーの人材育成と登録
- 行政連携の推進
- 情報連携を推進するための拠点施設（複合施設）の調査研究
- 水城跡環境整備基本設計・実施設計活用
- 牛頸須恵器窯跡の保存整備活用計画策定・基本設計・活用

(2) 後期（平成25年度～平成30年度）

後期では「文化財を守り」ながら、「文化財を活かした」まちづくりに取り組みます。

具体的には以下のとおりです。

- 古代山城サミット参加自治体の拡大
- 行政連携のモデルとなる水城跡環境整備事業推進
- 牛頸須恵器窯跡の環境整備事業推進
- 情報拠点となる複合施設の設置事業推進
- サイン整備

※1「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

歴史まちづくり法と呼ばれるもので、良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するために平成20年11月に制定されました。

8. 計画の体系（概要）

